

酒々井町子ども読書活動推進計画

平成 27 年 4 月

酒々井町教育委員会

目 次

第1章 はじめに

- 1 子どもの読書活動の意義 1
- 2 子どもの読書活動の現状と課題 1

第2章 酒々井町子ども読書活動推進計画の基本方針

- 1 計画策定の趣旨 2
- 2 推進計画の基本方針（3つの柱） 2
- 3 計画の期間 2
- 4 計画の対象 2
- 5 重点的な取り組み（5つの施策） 2

第3章 読書活動推進のための具体的な取り組み

- 1 家庭における子どもの読書活動の推進 3
- 2 地域における子どもの読書活動の推進 3
- 3 図書館における子どもの読書活動の推進 4
- 4 保育園における子どもの読書活動の推進 5
- 5 学校における子どもの読書活動の推進 6
- 6 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及 7

その他

- 酒々井町子ども読書活動推進計画（施策の体系） 8

第1章 はじめに

1 子どもの読書活動の意義

読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に着ける上で欠くことのできないものです。近年、パソコンや携帯電話などインターネットを通じた電子媒体の発達・普及により、多様かつ大量の情報が簡単・瞬時に入手できるようになり便利になった反面、子ども達の活字離れ・読書離れが指摘されています。このような状況が進んでいくと子ども達の豊かな人間形成の妨げになり、社会に与える影響が大きくなることも懸念されます。子ども達がそれぞれの発達段階に応じて充実した読書体験ができるよう、子どもの読書活動の推進を図ることは極めて重要なことです。

2 子どもの読書活動の現状と課題

① 読書活動の現状

平成26年4月に行われた全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙の中に、読書に関する質問事項がありました。本町の小学校6年生と中学校3年生の調査結果は以下の通りとなりました。

「読書は好きですか」の質問に対して、「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」と答えた本町の子ども達は、小学校6年生で76%、中学校3年生で74.8%でした。全国の平均がそれぞれ小学校6年生で73%、中学校3年生で69.4%、千葉県の平均は小学校6年生で73.4%、中学校3年生で74.4%でした。本町の児童生徒のこの調査での割合は全国・千葉県を上回る結果となりました。

また、「学校図書館や地域の図書館にどれくらい行きますか」の質問に対して、本町の子ども達は、全国・千葉県の平均よりも図書館に行く割合が高いという調査結果となりました。

② 読書活動の課題

21世紀は、新しい知識・情報・技術が、社会のあらゆる領域で活動の基盤として飛躍的に重要性を増す、いわゆる「知識基盤社会」の時代であるといわれています。

学校図書館では、児童生徒の豊かな読書体験の機会を充実させるとともに、各教科・外国語活動・総合的な学習の時間・特別活動において多様な教育活動を展開していくため、資料の充実に今後も努める必要があります。なお、図書購入システムの整備により、図書の購入やスムーズな貸出・返却ができるようになり、効率的な蔵書管理ができるようになったことから、今後は一層の子どもの読書活動を推進するため、家庭や地域、関係機関が一体となり、取り組んでいくことが大切となります。町立図書館・学校等の関係機関が共通理解を図り、連携して効果的に事業を展開していくための具体的な方策が必要です。

また、乳幼児の頃から身近な大人が豊かな言葉がけをすることは、その後の読書習慣の形成につながります。どの子どもにも読書習慣が身に付くようにするためには、家庭が大きな役割を担っています。家庭に向けた読書に関する啓発をしていくことがさらに必要となります。

第2章 酒々井町子ども読書活動推進計画の基本的方針

1 計画策定の趣旨

国は平成11年8月、読書の持つ計り知れない価値を認識し、子どもの読書活動を支援するため平成12年を「子ども読書年」と定め、翌年12月には「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布・施行されました。同法はその第8条及び第9条において、国は子どもの読書活動推進基本計画を、都道府県及び市町村は子ども読書活動推進計画の策定に努め公表しなければならないこととしています。平成14年8月には国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が閣議決定・公表され、平成15年3月には千葉県「千葉県子どもの読書活動推進計画（第一次計画）」、平成22年3月には「千葉県子どもの読書活動推進計画（第二次計画）」が策定・公表されました。

本町では、国・千葉県が策定したこれらの計画を基本とし、本町の実情に合った子ども達が自主的に読書活動を行うことができる環境の整備を推進するため、「酒々井町子ども読書活動推進計画」を策定いたします。

2 推進計画の基本方針（3つの柱）

- ・子どもに関わる様々な場所での読書環境の整備
- ・学校における読書環境の整備
- ・推進に関わる人材育成・活動支援

3 計画の期間

平成27年度から5か年とします。

4 計画の対象

概ね18歳以下とします。

5 重点的な取り組み（5つの施策）

- ・家庭における子どもの読書活動の推進
- ・地域における子どもの読書活動の推進
- ・図書館における子どもの読書活動の推進
- ・保育園における子どもの読書活動の推進
- ・学校における子どもの読書活動の推進

第3章 読書活動推進のための具体的な取組み

1 家庭における子どもの読書活動の推進

子ども達は、保護者との温かい触れ合いの中で言葉を学び様々な体験をすることによって、基本的な生活習慣を確立し成長していきます。その意味で家庭は子ども達にとって読書活動の基礎を築く上で最も重要な役割を担う大切な場所といえます。

生活の基本である家庭は子ども読書活動の始まりの場所であり、子ども達が日常的に本と出会える場所です。そこで家庭で保護者が読み聞かせをしたり子どもと一緒に本を読んだりすることが大切です。

特に乳幼児期の保護者の関わりや様々な体験は子どもの成長に役立つだけでなく、人格形成や生きていく上で必要な知識の習得に大きな影響を与えます。乳幼児期に家庭で保護者と絵本に触れる楽しい時間を持ったり図書館で本に親しむといった、本を通じた様々な体験により子どもの発達は促されます。また保護者にとっては絵本を通じたコミュニケーションにより子育ての楽しさを実感し、子育てに対する不安を解消する一助となります。さらにこのような時期の取組みは自ら本に親しむ子どもを育てる基礎となります。

【推進に向けての取組み】

	内 容	担当課・施設等
◎	わらべうたの会・おはなし会等の開催	町立図書館 生涯学習課 こども課 保健センター
◎	読み聞かせ講座・講演会、家庭教育学級等の事業の開催	
◎	町ホームページ、広報、ブックリスト等による読書についての情報提供	
●	乳児相談におけるブックスタート	

●実施 ○検討 ◎拡充

2 地域における子どもの読書活動の推進

地域は子ども達が遊んだり暮らしたりする社会生活の場です。子ども達は地域の人と関わりながら様々な活動や生活体験を通じて成長していきます。しかし、個人尊重の考え方が一段と加速する現代の社会において、殆どの地域では昔に比べて住民相互の交流や助け合いが少なくなっているのが現状であり、地域の連帯感や人間関係の希薄化が進んでいると言われています。

そこで、地域では地域の活性化を目指し、地域おこしやふれあい祭りなど人間関係を深めるイベントを催したり、様々な世代を含むコミュニティ活動で子どもの読書活動を推進していこうとする意識や行動が生まれています。

読書活動に関しては、地域のボランティア活動として町立図書館や保健センターでの読み聞かせなどの活動のほかに学校の国語等の教科指導や特別活動、朝の読書活動の中で直接子どもたちに読み聞かせを行っている団体もあります。子どもたちが家庭だけでなく各地域で行われている読書に関する取組みに参加したり、地域の人と触れ合ったりしながら読書の機会を持つことは大変重要です。

【推進に向けての取組み】

	内 容	担当課・施設等
●	各地域におけるおはなし会等の実施	町立図書館 生涯学習課 あいあいルーム 保健センター
●	町事業・サービスについてのパンフレットやチラシの配布	
○	大人の読書に対する意識の高揚 (大人のためのおはなし会・落語会・朗読会等)	
○	読書活動を通して世代間の交流を図る事業の実施	

●実施 ○検討 ◎拡充

3 図書館における子どもの読書活動の推進

図書館は、子ども達が本と出会い、読書の楽しさを味わう場であり、学習の助けとなる必要な情報を入手する場でもあります。図書館の役割はたくさんの本や情報を集めて全ての人々が目的に応じて調べ物をしたり、自由に本を読んだり、借りたりできるようにする資料センター・学習情報センター・読書センターとしての機能を発揮することです。

購入希望に応じるリクエストサービスや利用者の相談に応える（※）レファレンスサービス、各種団体への団体貸出サービスなど各種のサービス業務も役割の一つです。

また、図書館の魅力は、読みたい本や調べたい本がたくさんあること、読書のきっかけづくりができること、課題解決を助ける専門の司書がいることです。

さらに図書館は、保護者や読書ボランティアなどにとって子どもを対象とした本についての情報が得られる場所でもあります。図書館での読み聞かせやおはなし会などは保護者と子どもと一緒に本の楽しさに触れ、読書の楽しさを理解し、本に親しむ心を育むことができる良い機会といえます。

【推進に向けての取組み】

	内 容	担当課・施設等
◎	年齢に応じた図書の充実	町立図書館
◎	魅力ある蔵書構成のための資料購入費の確保	
◎	出張おはなし会の実施	
◎	子どもや保護者を対象とした講座・講演会の開催	
◎	専門知識を有する職員の育成・研修の充実	
◎	ボランティアの研修・育成	
◎	調べ学習や総合的な学習への支援	
●	インターネットによる情報発信	
●	テーマ展示による本の紹介	
●	定期的なおはなし会・わらべうたの会の開催	
●	新小学一年生に利用案内・登録申込書を配布	
●	ブックリストの配布	
●	職場体験・見学の奨励及び協力	
●	学校図書館司書・町立図書館職員連絡調整会議の開催	

○	障がいのある子どもの利用しやすい環境の整備	
○	広報紙による利用の促進	

●実施 ○検討 ◎拡充

(※) レファレンスサービス：図書館利用者が学習・研究・調査を目的として必要な情報・資料を求めた際に、図書館員が情報そのものあるいは必要とされる資料を検索・提供・回答する業務のことです。

4 保育園における子どもの読書活動の推進

保育園は、子どもが初めて集団生活を経験し、遊びを中心とした生活の中で言葉を獲得し、様々な表現を身に付けていく場であり、充実した一日一日を送りながら生きるための基本的な能力を身に付けていく場としての役割を持っています。

乳幼児期の子どもは絵本や物語と出会うことで、日常生活では触れることのできない方言や言葉、様子を表す擬態語や擬音語を通して想像の世界を広げることができます。

子ども達は保育園で読み聞かせをしてもらう中で、楽しい気持ちや不思議な気持ち、愉快的な気持ち、悲しい気持ち、身の回りのことへの気付き、心の温かさなど、その場にいるみんなと気持ちを共感することができます。そのような体験を多くすることが、言葉の理解、会話する楽しさ、いろいろな事への興味、豊かな感性を育てることにつながっていくと考えられます。また乳幼児には理解しにくい事象についても絵本を活用することで興味を持たせることが可能となります。

子ども達の読書経験は、目で「読む読書」より先に耳で「聞く読書」(読み聞かせ)によって始まります。そこで保育園では保育士による読み聞かせの時間を設けたり、発達の段階に応じて一日の生活の中でゆっくりと本を読むことができる静かな環境を整えたりして子ども達の読書習慣の定着を図ることが大切です。

さらに保護者会・クラス懇談会などで保護者を対象とした読み聞かせの実施、絵本コーナーの設置や絵本の貸し出しなどあらゆる機会を通して、絵本の楽しさや大切さを具体的に伝えることが必要です。日常的な子どもの読書の様子を保護者に知らせることも読書活動を推進していく上では大切なことです。

【推進に向けての取組み】

	内 容	担当課・施設等
◎	保護者を対象にした講座・講演会の開催	保育園 こども課 町立図書館
◎	ボランティアによるおはなし会の実施	
◎	保護者に対する(※)読み合いの働きかけ	
◎	町立図書館、学校との協力・連携	
●	施設環境に合わせた図書スペースの整備	
●	発達段階に合わせた図書の充実	
●	保育カリキュラムにおける読み聞かせなどの時間の確保	
●	地域ボランティアとの協力・連携	
○	団体貸出活用による図書利用の促進	
○	保育士のスキルアップのための研修会の実施	

●実施 ○検討 ◎拡充

(※) 読み合い：ペアを組んだ二人がそれぞれ相手のために本を選び、お互いに“読み合う”ことで、心と心を通わせることを目指す手法。集団に対する“読み聞かせ”とは区別して考えられています。

5 学校における子どもの読書活動の推進

学校図書館は資料の収集・整理・保存・提供などの活動を通し、学校教育の充実と発展及び文化の継承と創造に努める役割があります。そして学習指導要領では「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童の主体的・意欲的な学習活動や読書活動を充実すること」と示されています。

また学校図書館法に目的が2つ明記してあります。1つは「学校の教育課程の展開に寄与すること」です。各小中学校が編成された教育課程を計画通りに実行するには計画を可能にする豊富な教材(メディア)が不可欠です。学校長の学校経営要綱や学力向上プランに読書指導を明確に位置付けるとともに、学校長を中心として全教職員が子どもの読書活動の推進に関わっていくことが重要です。それだけに学校図書館としてはどの教科の、どの単元で、どのような教材が必要かを教育課程の編成段階から把握する必要があります。

2つ目は「児童又は生徒の健全な教養を育成すること」です。これからの学校は新学習指導要領に示されているとおり「児童生徒に基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させる」こと、「これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力や主体的に学習に取り組む態度を身に付ける」ことが求められています。しかし、これらの「生きる力」や「学ぶ意欲」は教科の学習によってのみ育てられるものではありません。自分と向き合い、自分のペースで進めることができる読書活動を通して豊かな心を育てるとともに、「生きる力」や「学ぶ意欲」を育てることになります。

学校では従来から国語科などの各教科をはじめ様々な場面で読書活動を行ってきました。読書活動は、子どもの発達段階に応じた読書習慣を定着させる意味で大きな役割を担っています。教職員の働きかけにより、子どもは読書に親しむ態度やより確かな読書習慣を身に付けていくことができます。

文部科学省は文化審議会答申「これからの時代に求められる国語力について」(平成16年2月3日付)を公表し、読書活動を国語力の向上に有効な手段として位置付け、「自ら本に手を伸ばす子どもを育てる」ことを最大の目標に掲げ、すべての教科で読書活動に取り組むように提言しています。したがって、これからの学校図書館は、教育課程の展開を支える資料センターの機能を発揮しつつ、子どもが自ら学ぶ学習・情報センターとしての機能、豊かな感性や情操を育む読書センターとしての機能を発揮する図書館づくりが求められます。そして子ども達が読みたい・調べたいと思うような環境づくりや教職員の教材研究に耐えうるような環境整備に努めなければなりません。

【推進に向けての取組み】

	内 容	担当課・施設等
◎	読み聞かせ・ブックトーク等の充実	小中学校
◎	読み物・調べ学習・総合的な学習に対応できる資料の充実	学校教育課

◎	読書・学習活動に関する年間計画の作成と活用の推進	町立図書館
◎	読書タイムの確保	
◎	町立図書館と学校間の連携及び物流体制の確保	
◎	学校図書館支援センター推進事業	
●	学校図書館アシスタントの配置	
●	蔵書のデータベース化	
●	図書館を活用した調べ学習	
●	図書だより・ブックリストの作成・配布	
●	展示コーナーの充実	
●	ボランティア・保護者・地域・関係機関との協力・連携	
○	図書館アシスタントを対象とした研修の充実	

●実施 ○検討 ◎拡充

6 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

① 推進体制の整備

本計画を推進するため、教育委員会が中心となり関係機関、団体等との連携、協力関係をさらに強化し、家庭・学校・地域が一体となった取組みの推進を図ります。

また今後も子どもの読書活動が効果的に実施できるよう読書活動推進に関する情報の収集、提供に努め、教育委員会をはじめとして社会教育委員会からの意見や報告を受け、読書活動の推進体制整備に努めます。

② 学校図書館支援センター推進事業

町立図書館と学校図書館は、児童生徒の読書活動の他、調べ学習等を支援してきました。今後も様々な事業を通して子どもの読書活動の推進に努めます。

③ 「子ども読書の日」等における事業の実施

「子ども読書の日」や「子どもの読書週間」では、広く子どもの読書活動についての関心と理解を深め、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるのにふさわしい事業の企画に努めます。

④ 広報紙等による理解の促進

各小中学校において「学校だより」「図書館だより」等を通じ、児童生徒・保護者に対し、子どもの読書の重要性についての理解の促進に努めます。

また町立図書館もホームページ等を活用し、様々な情報提供に努めます。

第5次酒々井町総合計画・基本構想

☆酒々井町教育委員会基本理念☆

しなやかに
しなやかな感性、優れた知性を育てる教育

すこやかに
すこやかな心と体、たくましく生きる力を育む教育

いきいきと
いきいきとした活動・暮らしを実現する教育

☆第1次生涯学習推進構想☆

- | | |
|-------------|----------------|
| 1 人材の養成及び協働 | 2 学習情報の拡充 |
| 3 学習情報の提供 | 4 学習関連施設の整備・充実 |
| 5 生涯学習体制の整備 | |

酒々井町子ども読書活動推進計画

酒々井町のすべての子どもたちが、ありとあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるように

3つの柱

- 子どもにかかわる様々な場所での読書環境の整備
- 学校における読書環境の整備
- 推進にかかわる人材育成・活動支援を進める。

5つの施策

- 家庭における子どもの読書活動の推進
- 地域における子どもの読書活動の推進
- 図書館における子どもの読書活動の推進
- 保育園における子どもの読書活動の推進
- 学校における子どもの読書活動の推進

計画期間

平成27・28・29・30・31年度

推進の担い手の取り組み

家庭

- わらべうたの会・おはなし会等の開催
- 読み聞かせ講座・講演会事業の開催
- 家庭教育学級の開催
- ブックスタート
- 読書についての情報提供

地域

- 町事業・サービスについてのチラシ等の配布
- 地域でのおはなし会の実施

保育園

- 保護者を対象とした講座・講演会の開催
- ボランティアによるおはなし会の実施
- 保護者に対する読み合いの働きかけ

図書館

- 年齢に応じた図書の充実
- 魅力ある蔵書構成のための資料費の確保
- 出張おはなし会の開催 ●講座等の開催
- 職員の育成・研修 ●ボランティアの育成

小学校・中学校

- 読み聞かせ・ブックトーク等の充実
- 資料の充実 ●読書活動に関する年間計画の作成と活用
- 読書タイムの確保 ●学校図書館支援センター推進事業

国および千葉県の計画

子ども読書活動の推進に関する法律
(平成13年12月12日法律第154号)

第2次「子どもの読書活動推進に関する基本的な計画」
(平成20年3月11日)

第1次「千葉県子どもの読書活動推進計画」
(平成15年3月)

第2次「千葉県子どもの読書活動推進計画」
(平成22年3月)

国民読書年
(平成22年)

第3次「子どもの読書活動に関する基本的な計画」
(平成25年5月)